



熊本県公報

第12127号
平成24年7月6日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業所等の指定の更新…………… (高齢者支援課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 3
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (//) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3

公 告

- 球磨川河口鳥獣保護区の指定…………… (自然保護課) 3
- 川口特別保護地区の指定…………… (//) 4
- 土地改良区の定款変更認可…………… (農村計画課) 4

登 載 依 頼

- 捜査支援用画像解析等システム賃貸借契約に係る一般競争入札参加資格等…………… (警察本部鑑識課) 4
- 捜査支援用画像解析等システム賃貸借契約に係る一般競争入札の実施…………… (//) 5
- 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則…………… (警察本部警務課) 8
- 熊本市における開票区の変更…………… (選挙管理委員会) 9
- 定時登録における直接請求の連署基準数…………… (//) 9
- 定時登録における直接請求の連署基準数…………… (//) 9

正 誤

- 平成21年10月6日熊本県公告第533号(土地改良区役員
の退任及び就任)中…………… (農村計画課) 10

告 示

熊本県告示第878号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文、第46条第1項及び第53条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条及び第115条の10の規定により公示する。

平成24年7月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

サービスの種類	申請者名称	事業所名称	事業所所在地	指定更新年月日
訪問介護	合同会社MMY企画	シャイニーライフ・ヘルパーステーション	熊本県荒尾市一部2182番地289	平成24年9月1日
訪問介護	株式会社ヒューマンケアプロッサムズ	プロッサム	熊本県菊池郡菊陽町花立一丁目14番1号	平成24年9月1日
訪問介護	社会福祉法人仁和会	ヘルパーステーション聖心園	熊本県人吉市寺町11番地6	平成24年8月8日
訪問介護	社会福祉法人荒尾市社会福祉事業団	荒尾市社会福祉事業団訪問介護事業所	熊本県荒尾市増永2452番地22	平成24年10月1日
訪問介護	社会福祉法人北斗会	松風園	熊本県天草市本渡町広瀬1638番地	平成24年10月1日
訪問介護	有限会社ひなた	生活サポートひなたのき	熊本県菊池市野間口380番地	平成24年10月1日
訪問介護	株式会社ゆーぜん	訪問介護ステーションゆーぜん	熊本県八代市鼠蔵町280番地1	平成24年9月15日
通所介護	株式会社 福祉サービス熊本	ケアセンター健康館	熊本県八代市田中町573番地8	平成24年8月1日
通所介護	特定非営利活動法人地域たすけあいの会	デイサービスささえあい中尾	熊本県玉名市中尾454番地2号	平成24年7月12日
通所介護	医療法人回生会	デイサービスセンターアロハ	熊本県山鹿市古閑1534番地1	平成24年8月1日
通所介護	有限会社介護生活研究所	デイサービスセンターすずらん	熊本県人吉市瓦屋町1174番地2	平成24年8月29日
通所介護	特定非営利活動法人アシスト高森	デイサービスセンターたかもり荘	熊本県阿蘇郡高森町高森1972番地の13	平成24年7月6日
通所介護	医療法人社団 平成会	デイサービスセンター厚生	熊本県天草市諏訪町1番21号	平成24年10月1日

通所介護	医療法人 一陽会	デイサービスセンター新谷	熊本県天草市五和町鬼池162番地	平成24年10月1日
通所介護	社会福祉法人福寿会	デイサービスたんぼぼの家	熊本県宇土市古保里町993番地1	平成24年8月1日
通所介護	有限会社癒しの輪	愛話園	熊本県宇城市松橋町南豊崎572番地5	平成24年9月13日
通所介護	NPO法人Silver Life Kumamoto	介護予防センターシルバーライフ熊本	熊本県上益城郡益城町宮園948番	平成24年9月19日
通所介護	医療法人社団荒尾クリニック	通所介護ほほえみ	熊本県荒尾市荒尾539番地1	平成24年7月14日
福祉用具貸与	株式会社ケアーズホワシ	けあーず	熊本県荒尾市増永2867番地4	平成24年8月17日
特定福祉用具販売	株式会社ケアーズホワシ	けあーず	熊本県荒尾市増永2867番地4	平成24年8月17日
介護予防訪問介護	合同会社MMY企画	シャイニーライフ・ヘルパーステーション	熊本県荒尾市一部2182番地289	平成24年9月1日
介護予防訪問介護	株式会社ヒューマンケアプロッサムズ	プロッサム	熊本県菊池郡菊陽町花立一丁目14番1号	平成24年9月1日
介護予防訪問介護	社会福祉法人仁和会	ヘルパーステーション聖心園	熊本県人吉市寺町11番地6	平成24年8月8日
介護予防訪問介護	社会福祉法人荒尾市社会福祉事業団	荒尾市社会福祉事業団訪問介護事業所	熊本県荒尾市増永2452番地22	平成24年10月1日
介護予防訪問介護	社会福祉法人北斗会	松風園	熊本県天草市本渡町広瀬1638番地	平成24年10月1日
介護予防訪問介護	有限会社ひなた	生活サポートひなたのき	熊本県菊池市野間口380番地	平成24年10月1日
介護予防訪問介護	株式会社ゆーぜん	訪問介護ステーションゆーぜん	熊本県八代市鼠蔵町280番地1	平成24年9月15日
介護予防通所介護	株式会社 福祉サービス熊本	ケアセンター健康館	熊本県八代市田中町573番地8	平成24年8月1日
介護予防通所介護	特定非営利活動法人地域たすけあいの会	デイサービスささえあい中尾	熊本県玉名市中尾454番地2号	平成24年7月12日
介護予防通所介護	医療法人回生会	デイサービスセンターアロハ	熊本県山鹿市古閑1534番地1	平成24年8月1日
介護予防通所介護	有限会社介護生活研究所	デイサービスセンターすずらん	熊本県人吉市瓦屋町1174番地2	平成24年8月29日
介護予防通所介護	特定非営利活動法人アシスト高森	デイサービスセンターたかもり荘	熊本県阿蘇郡高森町高森1972番地の13	平成24年7月6日
介護予防通所介護	医療法人社団 平成会	デイサービスセンター厚生	熊本県天草市諏訪町1番21号	平成24年10月1日
介護予防通所介護	医療法人 一陽会	デイサービスセンター新谷	熊本県天草市五和町鬼池162番地	平成24年10月1日
介護予防通所介護	社会福祉法人福寿会	デイサービスたんぼぼの家	熊本県宇土市古保里町993番地1	平成24年8月1日
介護予防通所介護	有限会社癒しの輪	愛話園	熊本県宇城市松橋町南豊崎572番地5	平成24年9月13日
介護予防通所介護	NPO法人Silver Life Kumamoto	介護予防センターシルバーライフ熊本	熊本県上益城郡益城町宮園948番	平成24年9月19日
介護予防通所介護	医療法人社団荒尾クリニック	通所介護ほほえみ	熊本県荒尾市荒尾539番地1	平成24年7月14日
介護予防福祉用具貸与	株式会社ケアーズホワシ	けあーず	熊本県荒尾市増永2867番地4	平成24年8月17日
特定介護予防福祉用具販売	株式会社ケアーズホワシ	けあーず	熊本県荒尾市増永2867番地4	平成24年8月17日
介護予防特定施設入居者生活介護	株式会社ヒューマンケアプロッサムズ	プロッサムやつしろ	熊本県八代市都築四番町101-4	平成24年7月27日
居宅介護支援	有限会社ひまわり	ひまわりの里	熊本県球磨郡錦町一武2130番地の1	平成24年7月3日
居宅介護支援	NPO法人Silver Life Kumamoto	介護予防センターシルバーライフ熊本	熊本県上益城郡益城町宮園948	平成24年9月19日

熊本県告示第879号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年7月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
NPOサンアンドムーン白水 阿蘇郡南阿蘇村大字一関字笹原1 847番地1	特定非営利活動法人ケア サービスくまもとサンア ンドムーン	平成24年7月1日

熊本県告示第880号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年7月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
NPOサンアンドムーン白水 阿蘇郡南阿蘇村大字一関字笹原1 847番地1	特定非営利活動法人ケア サービスくまもとサンア ンドムーン	平成24年7月1日

熊本県告示第881号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成24年7月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
ワークプレイス 絆 菊池郡大津町引水 前鶴142番地	一般社団法人すまいる 菊池郡大津町大林 1027番地 伊藤 智佳子	平成24年 6月22日	4312210299	就労継続支援 B型

熊本県告示第882号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成24年7月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
ケアステーション エクリュ 荒尾市四ツ山町二 丁目4番地14	株式会社エクリュ 荒尾市四ツ山町二 丁目4番地14 三川 直美	平成24年 7月1日	4310300217	同行援護

熊本県告示第883号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成24年7月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成24年7月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	相良人吉線	球磨郡相良村大字四浦字平の下 1268番地先から	前	3.8 ～ 7.8	83.0	災害復旧（法面保護）
		同所 1268番地先まで	後	3.8 ～ 13.7		

2 区域を変更する期日 平成24年7月6日

公 告

熊本県公告第383号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第4項の規定により、次のとおり公告のうえ指針案を縦覧に供する。
平成24年7月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 鳥獣保護区の名称

- 球磨川河口鳥獣保護区
- 鳥獣保護区の区域
指針案のとおり
 - 鳥獣保護区の存続期間
平成24年11月1日から平成34年10月31日
 - 鳥獣保護区の保護に関する指針の案
指針案のとおり
 - 縦覧場所
八代地域振興局農林水産部林務課及び庁舎敷地内に設置してある掲示板（八代市西片町1660）
 - 縦覧期間
縦覧期間は平成24年7月6日から7月19日までの14日間とし、当該区域の住民及び利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、縦覧された案について、都道府県知事に意見書を提出することができる。
意見書の提出先
〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局自然保護課

熊本県公告第384号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項の規定により、次のとおり公告のうえ指針案を縦覧に供する。
平成24年7月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 特別保護地区の名称
川口特別保護地区
- 特別保護地区の区域
指針案のとおり
- 特別保護地区の存続期間
平成24年11月1日から平成34年10月31日
- 特別保護地区の保護に関する指針の案
指針案のとおり
- 縦覧場所
球磨地域振興局農林部森林保全課及び庁舎敷地内に設置してある掲示板（人吉市西間下町一本杉86-1）
- 縦覧期間
縦覧期間は平成24年7月6日から7月19日までの14日間とし、当該区域の住民及び利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、縦覧された案について、都道府県知事に意見書を提出することができる。
意見書の提出先
〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局自然保護課

熊本県公告第385号

山鹿市に事務所を置く山鹿土地改良区理事長齊藤登から平成24年6月15日付けで申請のあった定款の変更については、平成24年6月28日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成24年7月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼**熊本県警察本部告示第4号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。
平成24年7月6日

熊本県警察本部長 西郷 正実

- 競争入札に付する事項
捜査支援用画像解析等システム賃貸借
- 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札

に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理審査班
郵便番号 862-8570 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成24年7月31日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成26年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成26年1月4日から平成26年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊鑑公告第192号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成24年7月6日

熊本県警察本部長 西郷 正実

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

捜査支援用画像解析等システム賃貸借

(2) 業務に係る入札・契約担当部局

熊本県警察本部刑事部鑑識課写真係

(3) 業務の内容

業務仕様書による。

(4) 賃貸借期間

平成24年10月1日から平成29年9月30日まで

(5) 履行場所

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県警察本部刑事部鑑識課 外

(6) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、公告後、次のアからウのいずれかに該当し、かつ、4(2)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者に限り、紙入札により入札することができる。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備をしている者
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(7) 入札金額

入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金で行う。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。

(8) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。

(9) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。
- ア 競争入札参加資格審査申請書受付期間
 公告の日から平成24年7月31日（火）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
 熊本県出納局管理調達課管理審査班（熊本県庁行政棟本館2階）
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
- エ 提出の方法
 イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
- イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
- エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。
- ※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。
- ※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。
- (6) 仕様書の要件を満たしていること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 確認資料
- (2) 提出方法
 電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える場合は、当該書類の目録を電子入札システムで提出し、当該書類を書面で提出期間内に郵送又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
 公告の日から平成24年8月10日（金）午後5時まで（閉庁日を除く。）
- (4) 提出先
 1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
 電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
 入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成24年8月21日（火）午後5時まで行う。
- (2) 入札の方法等
- ア 電子入札システムによる入札の方法
 電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成24年8月21

日（火）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成24年8月22日（水）午前11時

(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県警察本部舎2階 201会議室

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵便により提出を行うときは、平成24年8月21日（火）までに1(2)に掲げる入札・契約担当部署へ書留で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在席中」と及び「親展」と、中封筒の表に「委託業務の名称」と及び「開札日時」を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「委託業務名称」を朱書きし、中封筒の中に再入札書を入れること。

(3) 開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて(2)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに(2)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(4) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(5) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(6) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(8) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して14日を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して7日を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならぬ。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関する
こと
 (本公告に係る入札・契約担当部局)
 熊本県警察本部刑事部鑑識課写真係
 電話番号 096-381-0110 (内線4644)
 ファックス番号 096-381-0110 (内線4619)
- (2) 競争入札参加資格審査申請(新規受付)に関する
こと
 熊本県出納局管理調達課 管理審査班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
- (3) 電子入札システムの操作方法に関する
こと
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日、国民の祝日
 に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1
 月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。)

8 Summary

- (1) Name and Content of Consignment (調達する役務の名称、数量)
 A set of Image Analysis System for Kumamoto Prefectural Police
- (2) Date and Place for tender: (入札期日)
 Date: 11:00 a.m., August 22, 2012
 Place: 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto city, Kumamoto prefecture
 Japan 862-8610
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract (担当部局名称、連絡先)
 Identification Division
 Police Criminal Investigation Department
 Kumamoto Prefectural Police
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8570, Japan
 Phone: 096-381-0110 EXT. 4644
- (4) Others (その他)
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県公安委員会規則第9号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成24年7月6日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(熊本県暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第1条 熊本県暴力団排除条例施行規則(平成23年熊本県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第5号中「本籍」の次に「(日本国籍を有しない者にあつては、国籍等)」を加え、「限るものとし、日本国籍を有しない者にあつては、外国人登録法(昭和27年法律第125号)第5条第1項に規定する外国人登録証明書」を「限る」に改める。

(熊本県道路交通規則の一部改正)

第2条 熊本県道路交通規則(昭和47年熊本県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項第1号中「、現に安全運転管理者等が外国人登録証明書を受けた者である場合にあつては外国人登録証明書の写し」を削る。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則の一部改正)

第3条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則(平成14年熊本県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「(外国人にあつては、外国人登録原票の写し)」を削る。

(確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則の一部改正)

第4条 確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則(平成17年熊本県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第21号中「若しくは抄本又は外国人登録原票の写し」を「又は抄本(外国人にあつては、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。))」に改める。

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第44号

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、熊本市における開票区を次のとおり変更する。
平成24年7月6日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

- 1 衆議院比例代表選出議員の選挙の開票区
 - (1) 熊本市中央区第1開票区 法別表第1の熊本県第1区熊本市中央区開票区の区域
 - (2) 熊本市中央区第2開票区 法別表第1の熊本県第2区熊本市中央区開票区の区域
 - (3) 熊本市東区開票区 法別表第1の熊本県第1区熊本市東区開票区の区域
 - (4) 熊本市西区第1開票区 法別表第1の熊本県第1区熊本市西区開票区の区域
 - (5) 熊本市西区第2開票区 法別表第1の熊本県第2区熊本市西区開票区の区域
 - (6) 熊本市南区第1開票区 法別表第1の熊本県第2区熊本市南区開票区の区域
 - (7) 熊本市南区第2開票区 法別表第1の熊本県第4区熊本市南区開票区の区域
 - (8) 熊本市北区第1開票区 法別表第1の熊本県第1区熊本市北区開票区の区域
 - (9) 熊本市北区第2開票区 法別表第1の熊本県第3区熊本市北区開票区の区域
- 2 衆議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙の開票区
法第18条第1項の規定による。

熊本県選挙管理委員会告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項の規定に基づくその総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。
平成24年7月6日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

その総数の50分の1 29,733
その総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 314,440

熊本県選挙管理委員会告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数は、次のとおりである。
平成24年7月6日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

選挙区名	
熊本市中央区選挙区	47, 270
熊本市東区選挙区	49, 803
熊本市西区選挙区	25, 505
熊本市南区選挙区	27, 398
熊本市北区選挙区	30, 952
八代市・八代郡選挙区	40, 154
人吉市選挙区	9, 640
荒尾市選挙区	15, 355
水俣市選挙区	7, 555
玉名市選挙区	19, 036
天草市・天草郡選挙区	27, 401
山鹿市選挙区	15, 544
菊池市選挙区	13, 973
宇土市選挙区	10, 240
上天草市選挙区	8, 712
宇城市選挙区	17, 095
阿蘇市選挙区	7, 932
合志市選挙区	14, 684
下益城郡選挙区	8, 949
玉名郡選挙区	12, 426
鹿本郡選挙区	8, 332
菊池郡選挙区	18, 180
阿蘇郡選挙区	11, 263
上益城郡選挙区	24, 647

葦北郡選挙区 7, 060
球磨郡選挙区 16, 449

正 誤

平成21年10月6日熊本県公告第533号（土地改良区役員の退任及び就任）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
4	1	山鹿市方保田1744番地1	山鹿市方保田1774番地1